

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

東京電力ホールディングス株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第 17 条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連 結 注 記 表

平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで

東京電力ホールディングス株式会社

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 34 社

主な連結子会社は、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東電不動産株式会社、東京発電株式会社、日本ファシリティ・ソリューション株式会社、株式会社テフ・システムズ、東京パワーテクノロジー株式会社、東電タウプランニング株式会社、東京電設サービス株式会社、東電フュエル株式会社、東電設計株式会社、テフ・カスタマーサービス株式会社、東京臨海リサイクルパワー株式会社である。既存燃料事業（上流・調達）、既存海外火力 I P P 事業が、東京電力フュエル&パワー株式会社から株式会社 JERA へ承継されたことに伴い、Tokyo Electric Power Company International B.V.、Tokyo Timor Sea Resources Inc. は、連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 14 社

持分法適用関連会社は、相馬共同火力発電株式会社、鹿島共同火力株式会社、君津共同火力株式会社、常磐共同火力株式会社、株式会社関電工、株式会社ユーラスエナジー・ホールディングス、株式会社東光高岳、東京都市サービス株式会社、株式会社日立システムズパワーサービス、株式会社アット東京、日本原燃株式会社、日本原子力発電株式会社、株式会社東京エネリス、株式会社 JERA である。既存燃料事業（上流・調達）、既存海外火力 I P P 事業が、東京電力フュエル&パワー株式会社から株式会社 JERA へ承継されたことに伴い、Team Energy Corporation、TEPDIA Generating B.V.、ITM Investment Company Limited は、持分法適用の範囲から除外している。持分法を適用していない関連会社（日本原子力防護システム株式会社、原燃輸送株式会社他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資（その他有価証券）

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(6)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ 2 完了報告書」（平成 23 年 12 月 16 日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成 23 年 12 月 21 日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成 27 年 6 月 12 日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

b 福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額（割引率 4.0%）を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用はその他固定負債に含めて表示している。

c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

(追加情報)

・当連結会計年度末における災害損失引当金残高の内訳

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	15,009 百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	452,682 百万円
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	330,653 百万円
b 福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中 等核燃料の処理費用	5,659 百万円
c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等 に要する費用または損失	115,583 百万円
d その他	786 百万円

合計 467,692 百万円

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ロ 原子力損害賠償引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する法律の中間指針」（平成 23 年 8 月 5 日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和 36 年 6 月 17 日 法律第 148 号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月 30 日 法律第 110 号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成 27 年 1 月 1 日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成 23 年 8 月 10 日 法律第 94 号）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金 559,704 百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

(4) 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年 5 月 18 日 法律第 40 号）第 4 条第 1 項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。

なお、平成 16 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成 17 年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年 9 月 30 日 経済産業省令第 94 号）附則第 4 条に基づき使用済燃料に係る拠出金として納付することによりその費用負担の責任を果たすことになり、平成 31 年度まで毎期均等額 30,560 百万円を費用計上する。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(6) 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年 6 月 10 日 法律第 166 号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 23 年 3 月 25 日）第 8 項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

・福島第一原子力発電所 1～4 号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

【表示方法の変更に関する注記】

1. 当連結会計年度における「関係会社長期投資」は、金額の重要性が高いため、区分掲記している。なお、前連結会計年度に投資その他の資産の「その他」に含めて表示していた「関係会社長期投資」は 610,468 百万円である。

2. 前連結会計年度において区分掲記していた営業外収益の「為替差益」（当連結会計年度は 4,219 百万円）は、金額の重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示している。

3. 当連結会計年度における「固定資産売却益」は、金額の重要性が高いため、区分掲記している。なお、前連結会計年度に営業外収益の「その他」に含めて表示していた「固定資産売却益」は 5,359 百万円である。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 当社の総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。
 社債（1年以内に償還すべき金額を含む） 3,115,987 百万円
 株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） 905,269 百万円
- (2) 東京電力パワーグリッド株式会社の総財産を社債の一般担保に供している。
 社債 90,000 百万円
- (3) 「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。
 流動資産
 その他 120,000 百万円

(4) 一部の連結子会社が金融機関からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務

担保に供している資産	
固定資産	
その他の固定資産	4,628 百万円
投資その他の資産	
長期投資	516 百万円
合計	5,144 百万円

上記のうち、その他の固定資産 4,628 百万円は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

固定負債	
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	162 百万円
上記のうち 162 百万円は、工場財団抵当に係るものである。	

(5) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

固定資産	
投資その他の資産	
長期投資	4 百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

23,275,909 百万円

3. 保証債務等

(1) 保証債務

イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	88,313 百万円
JERA Darwin LNG Pty Ltd	956 百万円
Team Energy Corporation	7,520 百万円
SKZ-U LLP	664 百万円
ロ 日本原燃株式会社が発行している社債に対する保証債務	2,742 百万円
ハ ITM O&M Company Limited の Arabian Power Company Private Joint Stock Company との 運転保守契約の履行に対する保証債務	673 百万円
ニ Team Sual Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する 保証債務	1,682 百万円
ホ KEPCO Ilijan Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する 保証債務	1,211 百万円
ヘ PT IPM Operations and Maintenance Indonesia の P.T.Paiton Energy との運転保守契約 の履行に対する保証債務	750 百万円
ト 株式会社常陸那珂ジェネレーションの電力需給契約の履行に対する保証債務	945 百万円
チ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	162,810 百万円
合計	268,270 百万円

(2) 偶発債務

原子力損害の賠償に係る偶発債務

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

4. 会社法以外の法令の規定による引当金

原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第27条の3及び同条の29の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,607,017,531 株
A種優先株式	1,600,000,000 株
B種優先株式	340,000,000 株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達力が低下しているものの、金融機関からの借入及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額 531,974 百万円)は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成 23 年 8 月 10 日 法律第 94 号) 第 41 条第 1 項第 1 号に規定する資金交付に係る資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	4,131	4,131	—
(2) 現金及び預金	941,383	941,383	—
(3) 受取手形及び売掛金	512,680	512,680	—
(4) 社債 (※3)	(3,205,987)	(3,277,973)	△ 71,986
(5) 長期借入金 (※3)	(1,938,839)	(1,965,612)	△ 26,772
(6) 短期借入金	(860,152)	(860,152)	—
(7) 支払手形及び買掛金	(181,137)	(181,137)	—
(8) 未払税金	(192,070)	(192,070)	—

(※1)負債に計上されているものについては、()で示している。

(※2)連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

(※3)連結貸借対照表上、「1 年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるもののうち市場価格のあるものの時価は、市場価格によっている。市場価格のないものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(6) 短期借入金、(7) 支払手形及び買掛金、並びに(8) 未払税金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注 2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 27,615 百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていない。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 838 円 45 銭

(注) 1株当たり純資産額については、純資産の部の合計額から原子力損害賠償・廃炉等支援機構の優先株式の払込金額を控除して算定しており、算定上の基礎は以下のとおりである。

(算定上の基礎)

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	2,348,679 百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,005,244 百万円
うち優先株式の払込金額	1,000,000 百万円
うち非支配株主持分	5,244 百万円
普通株式に係る当連結会計年度末の純資産額	1,343,434 百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた	1,602,285 千株
当連結会計年度の末日における普通株式の数	

2. 1株当たり当期純利益 82 円 89 銭

【その他の注記】

1. 連結計算書類は、「会社計算規則」(平成 18 年 法務省令第 13 号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和 40 年 通商産業省令第 57 号)に準じて作成している。

2. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和 36 年 6 月 17 日 法律第 147 号)に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成 23 年 8 月 5 日)等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額 8,464,177 百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和 36 年 6 月 17 日 法律第 148 号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額 188,926 百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年 8 月 30 日 法律第 110 号)等に基づく当社の国に対する賠償債務(平成 27 年 1 月 1 日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という)に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成 23 年 8 月 10 日 法律第 94 号。以下「機構法」という)の規定に基づく資金援助の申請額(以下「資金交付金」という)1,526,096 百万円を控除した金額 6,749,153 百万円と前連結会計年度の見積額との差額 392,006 百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という)は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第 43 条第 1 項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成 28 年 12 月 27 日に同日時点での要賠償額の見通し額 8,366,405 百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額 188,926 百万円及び除染費用等に対応する資金交付金 1,526,096 百万円を控除した金額 6,651,381 百万円と、平成 28 年 3 月 18 日申請時の金額との差額 294,234 百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第 52 条第 1 項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

3. 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正

平成 28 年 10 月 1 日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成 28 年 5 月 18 日 法律第 40 号。以下「改正法」という)及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成 28 年 9 月 30 日 経済産業省令第 94 号。以下「改正省令」という)が施行され、電気事業会計規則が改正された。使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額を引当計上していたが、同施行日以降は、改正法第 4 条第 1 項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとなった。

また、改正法の施行により、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、使用済燃料再処理機構(以下「機構」という)に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなった。

改正省令の施行に伴い、使用済燃料再処理等積立金 838,864 百万円は使用済燃料再処理等引当金と相殺し、使用済燃料再処理等引当金 15,727 百万円、使用済燃料再処理等準備引当金 74,959 百万円を取り崩すとともに、使用済燃料再処理等準備引当金のうち 65,010 百万円をその他固定負債に振り替えている。このほか、その他固定負債に 30,477 百万円を振り替えている。

また、改正法施行前における使用済燃料再処理等引当金の算定における使用済燃料のうち再処理を行う具体的な計画を有するものとして経済産業大臣へ届け出た使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額に係る見積差異の平成 28 年 3 月末残高 464,269 百万円は改正法施行により認識しない。

4. 財務制限条項

当社の社債(401,882 百万円)、1 年以内に期限到来の固定負債(895,669 百万円)及び短期借入金(579,995 百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

5. 原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、366,807 百万円である。

6. 共通支配下の取引等

当社は、平成 28 年 4 月 1 日付けで、当社の燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を会社分割の方法により東京電力フュエル&パワー株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社から商号変更）、東京電力パワーグリッド株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力小売電気事業分割準備株式会社から商号変更）へ承継させ、ホールディングカンパニー制へ移行するとともに、商号を東京電力ホールディングス株式会社に変更した。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及び当該事業の内容

燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等

②企業結合日

平成 28 年 4 月 1 日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の 100%子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社から商号変更）、東京電力パワーグリッド株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力小売電気事業分割準備株式会社から商号変更）を承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

東京電力ホールディングス株式会社

⑤取引の目的を含む取引の概要

電力小売市場の全面自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ迅速に適応することを目的として、当社は、本件事業を承継会社へ吸収分割し、ホールディングカンパニー制へ移行した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として処理している。

7. 共同支配企業の形成

当社の 100%子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社（以下、「東京電力フュエル&パワー」という）は、平成 28 年 5 月 23 日開催の取締役会において、既存燃料事業（上流・調達）、既存海外火力 I P P 事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリブレース・新設事業（以下、「本件事業」という）を会社分割の方法によって、株式会社 J E R A（以下、「J E R A」という）に承継させること（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という）を決議し、同日、J E R A と吸収分割契約を締結した。これに基づき、平成 28 年 7 月 1 日、当社は本件事業を J E R A に承継させた。なお、J E R A は本件吸収分割契約の締結と同時に、中部電力株式会社（以下、「中部電力」という）との間にも別途吸収分割契約を締結し、中部電力の既存燃料事業（上流・調達）、既存海外発電・エネルギーインフラ事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリブレース・新設事業を同時に承継した。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及び当該事業の内容

既存燃料事業（上流・調達）、既存海外火力 I P P 事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリブレース・新設事業

②企業結合日

平成 28 年 7 月 1 日

③企業結合の法的形式

東京電力フュエル&パワーを分割会社とし、J E R A を承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

株式会社 J E R A

⑤その他取引の概要に関する事項

当社は、平成 27 年 2 月 9 日、中部電力との間で包括的アライアンスの実施について合意し、両社の燃料調達や上流、輸送、トレーディング等の燃料関連事業ならびに国内外の発電所に関する新規開発・リブレース事業を統合実施する新会社を共同で設立する旨の合弁契約を締結した。また、平成 27 年 12 月 22 日、両社の既存燃料事業（上流・調達）、既存海外発電・エネルギーインフラ事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリブレース・新設事業を J E R A へ統合する諸条件や手続きに関する事項等を定めた関連合意書（以下、「本関連合意書」という）を締結した。これらに基づき、平成 27 年 4 月 30 日に設立した J E R A に、本件事業を承継させることとした。

⑥共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、当社と中部電力との間で、両社が J E R A の共同支配企業となる合弁契約及び本関連合意書を締結しており、企業結合に際して支払われた対価はすべて議決権のある株式である。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共同支配企業の形成として処理している。

個別注記表

平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで

東京電力ホールディングス株式会社

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

(3) たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う移動平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、5. 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当事業年度から費用処理している。

(2) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成27年6月12日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は雑固定負債に含めて表示している。

③ 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

(追加情報)

・当事業年度末における災害損失引当金残高の内訳

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

15,009 百万円

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

451,954 百万円

うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

330,653 百万円

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

5,659 百万円

③ 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

115,583 百万円

④ その他

58 百万円

合計

466,964 百万円

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(3)原子力損害賠償引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成 23 年 8 月 5 日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和 36 年 6 月 17 日 法律第 148 号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月 30 日 法律第 110 号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成 27 年 1 月 1 日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成 23 年 8 月 10 日 法律第 94 号）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（追加情報）

電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金 559,704 百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

4. 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年 5 月 18 日 法律第 40 号）第 4 条第 1 項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。

なお、平成 16 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成 17 年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年 9 月 30 日 経済産業省令第 94 号）附則第 4 条に基づき使用済燃料に係る拠出金として納付することによりその費用負担の責任を果たすことになり、平成 31 年度まで毎期均等額 30,560 百万円を費用計上する。

5. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年 6 月 10 日 法律第 166 号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 23 年 3 月 25 日）第 8 項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

・福島第一原子力発電所 1～4 号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（1 年以内に償還すべき金額を含む）	3,115,987 百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（1 年以内に返済すべき金額を含む）	905,269 百万円

(2)「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年 6 月 17 日 法律第 147 号）に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

雑流動資産	120,000 百万円
-------	-------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

6,024,344 百万円

3. 保証債務等

(1)保証債務

イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	88,313 百万円
森ヶ崎エナジーサービス株式会社	26 百万円
JERA Darwin LNG Pty Ltd	956 百万円
リサイクル燃料貯蔵株式会社	2,467 百万円
Team Energy Corporation	7,520 百万円
SKZ-U LLP	664 百万円

ロ 日本原燃株式会社が発行している社債に対する保証債務	2,742 百万円
ハ ITM O&M Company Limited の Arabian Power Company Private Joint Stock Company との運転保守契約の履行に対する保証債務	673 百万円

ニ Team Sual Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	1,682 百万円
--	-----------

ホ KEPCO Ilijan Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務	1,211 百万円
---	-----------

へ PT IPM Operations and Maintenance Indonesia の P.T.Paiton Energy との運転保守契約の履行に対する保証債務	750 百万円
---	---------

ト 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務のうち、123,832 百万円は当社以外にも連帯保証人がいる保証債務である。	160,116 百万円
---	-------------

合計	267,124 百万円
----	-------------

(2) 偶発債務

原子力損害の賠償に係る偶発債務

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年 6 月 17 日 法律第 147 号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成 23 年 8 月 5 日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月 30 日 法律第 110 号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	4,686,074 百万円	短期金銭債権	337,708 百万円
長期金銭債務	417,528 百万円	短期金銭債務	464,074 百万円

5. 会社法以外の法令の規定による引当金

原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29 の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	費用	179,767 百万円	収益	793,037 百万円
営業取引以外の取引による取引高		72,542 百万円		

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数 3,159,827 株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、原子力損害賠償引当金、災害損失引当金、資産除去債務であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金である。

なお、将来減算一時差異と将来加算一時差異の解消見込額を相殺した純額の繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、繰延税金資産及び繰延税金負債は貸借対照表に計上していない。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、原子力発電設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約にて使用している。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及びこれらに附帯する業務	（被所有） 直接 50.1%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付	交付資金の受入れ（注 1）	1,141,800	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	531,974
					負担金の納付（注 2）	166,740	未払費用	166,740

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注 1）交付資金の受入れは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第 41 条第 1 項の規定に基づく資金援助である。

（注 2）負担金の納付は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第 38 条第 1 項及び同法第 52 条第 1 項の規定に基づくものである。

2. 子会社

種類	会社等の 名称又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東京電力 フュエル& パワー株式会社	燃料・火力発電事業 等	(所有) 直接 100%	資金貸借取引 役員の兼任	社債の引受 (注1)	1,322,806	関係会社 長期投資	773,632
					資金の貸付 (注2)	310,924	関係会社 長期投資	86,588
							関係会社 短期債権	55,907
					資金の預り (注3)	—	関係会社 短期債務	119,644

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 社債の引受は、東京電力フュエル&パワー株式会社発行の I C B (Inter Company Bond) を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。
- (注2) 資金の貸付は、東京電力フュエル&パワー株式会社に対し I C L (Inter Company Loan) により貸し付けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。
- (注3) 資金の預りは、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。

種類	会社等の 名称又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東京電力 パワーグリッド 株式会社	一般送配電事業 等	(所有) 直接 100%	資金貸借取引 被債務保証 役員の兼任	社債の引受 (注1)	4,215,815	関係会社 長期投資	3,015,150
					社債利息の 受取 (注2)	51,629	関係会社 短期債権	9,801
					資金の貸付 (注3)	877,834	関係会社 長期投資	362,774
							関係会社 短期債権	128,023
					資金の預り (注4)	—	関係会社 短期債務	104,025
					被債務保証 (注5)	900,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 社債の引受は、東京電力パワーグリッド株式会社発行の I C B (Inter Company Bond) を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。
- (注2) 社債利息の受取は、東京電力パワーグリッド株式会社発行の I C B に係るものである。
- (注3) 資金の貸付は、東京電力パワーグリッド株式会社に対し I C L (Inter Company Loan) により貸し付けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。
- (注4) 資金の預りは、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。
- (注5) 被債務保証は、当社の借入金等に対して東京電力パワーグリッド株式会社より債務保証を受けたものである。なお、信用力を勘案した保証料を支払っている。

種類	会社等の 名称又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東京電力 エナジー パートナー 株式会社	小売電気事業 等	(所有) 直接 100%	電気の販売 資金貸借取引 役員の兼任	電気の販売 (注1)	569,879	売掛金	28,499
					社債の引受 (注2)	395,002	関係会社 長期投資	231,012
					資金の貸付 (注3)	92,005	関係会社 長期投資	25,379
							関係会社 短期債権	16,604
					資金の借入 (注4)	400,000	関係会社 長期債務	400,000
					資金の預り (注5)	—	関係会社 短期債務	102,262

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 販売価格は、発電原価を踏まえ決定している。なお、固定価格買取制度適用発電所は、再生可能エネルギー電気の調達に關する特別措置法の調達価格を適用している。
- (注2) 社債の引受は、東京電力エナジーパートナー株式会社発行のＩＣＢ（Inter Company Bond）を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。
- (注3) 資金の貸付は、東京電力エナジーパートナー株式会社に対しＩＣＬ（Inter Company Loan）により貸し付けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。
- (注4) 資金の借入は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- (注5) 資金の預りは、ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 475円60銭

(注) 1株当たり純資産額については、純資産の部の合計額から原子力損害賠償・廃炉等支援機構の優先株式の払込金額を控除して算定しており、算定上の基礎は以下のとおりである。

(算定上の基礎)

貸借対照表の純資産の部の合計額	1,762,793百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,000,000百万円
うち優先株式の払込金額	1,000,000百万円
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	762,793百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 当事業年度の末日における普通株式の数	1,603,857千株

2. 1株当たり当期純損失 25円00銭

【その他の注記】

1. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額8,464,177百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）1,526,096百万円を控除した金額6,749,153百万円と前事業年度の見積額との差額392,006百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成28年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額8,366,405百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金1,526,096百万円を控除した金額6,651,381百万円と、平成28年3月18日申請時の金額との差額294,234百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

2. 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正

平成 28 年 10 月 1 日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年 5 月 18 日 法律第 40 号。以下「改正法」という）及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年 9 月 30 日 経済産業省令第 94 号。以下「改正省令」という）が施行され、電気事業会計規則が改正された。使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額を引当計上していたが、同施行日以降は、改正法第 4 条第 1 項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとなった。

また、改正法の施行により、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなった。

改正省令の施行に伴い、使用済燃料再処理等積立金 838,864 百万円は使用済燃料再処理等引当金と相殺し、使用済燃料再処理等引当金 15,727 百万円、使用済燃料再処理等準備引当金 74,959 百万円を取り崩すとともに、使用済燃料再処理等準備引当金のうち 65,010 百万円を雑固定負債に振り替えている。このほか、雑固定負債に 30,477 百万円を振り替えている。

また、改正法施行前における使用済燃料再処理等引当金の算定における使用済燃料のうち再処理を行う具体的な計画を有するものとして経済産業大臣へ届け出た使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額に係る見積差異の平成 28 年 3 月末残高 464,269 百万円は改正法施行により認識しない。

3. 財務制限条項

当社の社債（401,882 百万円）、1 年以内に期限到来の固定負債（895,669 百万円）及び短期借入金（579,995 百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

4. 原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、366,807 百万円である。

5. 共通支配下の取引等

当社は、平成 28 年 4 月 1 日付けで、当社の燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を会社分割の方法により東京電力フュエル＆パワー株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社から商号変更）、東京電力パワーグリッド株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力小売電気事業分割準備株式会社から商号変更）へ承継させ、ホールディングカンパニー制へ移行するとともに、商号を東京電力ホールディングス株式会社に変更した。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及び当該事業の内容

燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等

②企業結合日

平成 28 年 4 月 1 日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の 100%子会社である東京電力フュエル＆パワー株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社から商号変更）、東京電力パワーグリッド株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力小売電気事業分割準備株式会社から商号変更）を承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

東京電力ホールディングス株式会社

⑤取引の目的を含む取引の概要

電力小売市場の全面自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ迅速に適応することを目的として、当社は、本件事業を承継会社へ吸収分割し、ホールディングカンパニー制へ移行した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として処理している。